

「ごみ出しルール」を守りましょう！

【 廃棄物対策課 電話 22-0666 】

現在、上田市には約3,600箇所のごみ集積所があります。ごみ集積所へは決められた曜日・時間に、上田市のごみ指定袋を使って出すことになっています。

市民の皆さん、自治会の皆さんの御協力により、「自治会名及び氏名の無記入」や「分別されていない」などの「ルール違反ごみ」に対する苦情は、以前よりは少なくなりました。

しかしながら、いまだに「ルール違反ごみ」が、ごみ集積所に出されています。

ごみ集積所にごみを出す際の主な注意点

必ず上田市のごみ指定袋を使う

ごみ指定袋に自治会名と氏名
(フルネーム)を書く

「燃やせるごみ」「プラマーク付プラスチック」「燃やせないごみ」の袋ごとにきちんと分別する

1回に出せる袋の数は各種別2袋まで、
1袋の重さは10kg以内で出す

自分の住んでいる場所の最寄りの集積所
(1箇所)に出す

地域ごとに決められた曜日・時間に出す

先日、リチウムイオンポリマー電池(充電式電池)内臓のメモリーカード読み取り機が、「燃やせないごみ」の中に混入されていたため、収集車輛から出火するという事故がありました。

以前にもスプレー缶、カセットボンベ、ライター等の混入による出火事故がたびたび起きています。

このような事故を防ぐためにも、捨てる前にもう一度、正しい分別と排出方法の確認をお願いします。



焼け溶けた読み取り機

ごみ集積所の維持管理は利用する皆さんで行いましょう！

ごみ集積所の維持管理については、自治会にお願いしています。

自治会が管理するごみ集積所を利用する場合は、ごみ当番など地域でルールを決めていただき、利用者の皆さんが協力して管理していただくようお願いします。

会社、飲食業、旅館、店舗など、事業活動から発生したごみは、事業者自らの責任において廃棄物処理業者に依頼するなど、適正に処理することが、法律で義務づけられています。

野焼きで近所に迷惑をかけていませんか？

家庭ごみや事業ごみなど廃棄物の焼却（野焼き）は、法律に基づき禁止されています。

絶対に燃やさないでください。違反すると、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はその両方を科せられる場合があります。



例外で認められている焼却は、

- ④ どんど焼きなど風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却
- ④ 稲わら・果樹の伐採した枝の焼却、土手焼きなど、農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ない
- ④ たき火や剪定した庭木の焼却など日常生活の中で通常行われる軽微な焼却
- ④ 寒い日などに暖を取るための焼却（一斗缶を使用した程度のもの）

です。（軽微な焼却とは、煙の量やにおいが近所の迷惑にならない程度の少量の焼却のことです。）

ただし、例外で認められた焼却であっても、大量の煙やにおいが発生し、 「草木を燃やしてけむたい」、「窓を開けられない」、 「洗濯物ににおいがついて困る」

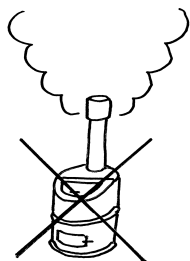
という苦情が市役所に寄せられる場合があります！！

できるだけ土へ還すか、ごみ集積場に出すなど、適正に処理しましょう。



やむを得ず焼却する場合は、

- ⚠ 草木をよく乾燥させてから、煙がたくさん出ないように少しずつ焼却する
- ⚠ 焼却前に消防署へ連絡し、焼却中は火事にならないよう、絶対にその場を離れない
- ⚠ 時間や風向きに配慮し、事前に一声かけていただくなど、ご近所に迷惑をかけないようにする
- ⚠ ドラム缶・焼却炉（ブロックで囲んだものを含む）を使用せずに焼却する
- ⚠ 自然物といっしょに自然物以外のごみ（プラスチック・ゴム・段ボール・レジ袋等）を燃やさないなど、十分に注意して行いましょう。



問い合わせは・・・下記の生活環境課又は各地域自治センター市民生活課まで

上田市役所（本庁）	生活環境課	23-5120
丸子地域自治センター	市民生活課	42-1054
真田地域自治センター	市民生活課	72-0154
武石地域自治センター	市民生活課	85-2827